

契約特定野菜等安定供給事業業務方法書

(令和6年8月2日変更)

公益社団法人愛知県園芸振興基金協会

契約特定野菜等安定供給事業業務方法書

平成15年4月16日14園産第445号
変更平成17年8月12日17園産第285号
変更平成19年7月27日19園産第210号
変更令和2年3月31日31園産第1008号
変更令和5年3月28日4園産第1030号
変更令和6年8月16日6園産第383号

目 次

第1章	総 則（第1条—第6条）
第2章	価格差補給交付金等の交付（第7条—第23条）
第3章	出荷調整補給交付金等の交付（第24条—第29条）
第4章	数量確保費用交付金の交付（第30条—第35条の2）
第5章	資金の管理（第36条—第38条）
第6章	雑 則（第39条—第42条）
附 則	

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人愛知県園芸振興基金協会定款（以下「定款」という。）に基づき、公益社団法人愛知県園芸振興基金協会（以下「協会」という。）が行う契約特定野菜等安定供給事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の基本的方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との密接な連絡の下に、その業務を公正かつ効率的に運用するものとする。

(業務)

第3条 協会は、特定野菜等（野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に規定するものをいう。以下同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ契約特定野菜等安定供給事業業務方法書実施細則（以下「細則」という。）で定める対象特定野菜等（交付等要綱に規定する対象特定野菜等をいう。以下同じ。）の供給に係る契約を締結した共同出荷組織（交付等要綱に定めるものをいう。以下同じ）又は相当規模生産者（契約特定野菜等事業実施要領に定めるものをいう。以下同じ。）を対象として、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある対象特定野菜等の生産者（以下この号において「委託特定野菜等生産者」という。）及び相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託特定野菜等生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付すること。
- (2) 当該契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象特定野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対し、その確保に要する費用に充てるための交付

金を交付すること。

(補給交付金、補給金及び交付金の区分)

第4条 前条第1号に規定する共同出荷組織に交付する補給交付金は、第7条第1号に規定する価格差補給交付金及び第24条第1号に規定する出荷調整補給交付金とする。

2 前条第1号に規定する相当規模生産者に交付する補給金は、第7条第1号に規定する価格差補給金及び第24条第1号に規定する出荷調整補給金とする。

3 前条第2号の交付金は、第30条第1号に規定する数量確保費用交付金とする。

(業務の対象となる契約)

第5条 協会が行う、補給交付金、補給金又は交付金(以下「補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる契約は、契約特定野菜等事業実施要領に規定する取引契約(以下単に「取引契約」という。)とする。

(業務区分)

第6条 第3条の業務は、次条第1号に規定する価格差補給金等、第24条第1号に規定する出荷調整補給交付金等又は第30条第1号に規定する数量確保費用交付金の区分ごと、対象特定野菜等ごと及び次条第1号、第24条第1号又は第30条第1号に規定する対象出荷期間ごとに区分して行うものとする。

第2章 価格差補給交付金等の交付

(用語の定義)

第7条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象出荷期間 共同出荷組織にあつては価格差補給交付金、相当規模生産者にあつては価格差補給金(以下「価格差補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる対象特定野菜等の出荷期間の区分として、対象特定野菜等ごとに細則で定める期間をいう。

(2) 業務対象年間 価格差補給交付金等の交付の業務に関し、協会が共同出荷組織又は相当規模生産者(以下「共同出荷組織等」という。)との間に締結する契約の対象期間として、第6条に規定する業務区分(以下「業務区分」という。)ごとに細則で定める期間をいう。

(3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、交付等要綱で規定する指標市場(以下単に「指標市場」という。)における当該対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の旬別(さといも、たまねぎ及びばれいしょにあつては月別。以下

この章において同じ。)の加重平均販売価額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)をいう。

(4) 保証基準額 対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合に、共同出荷組織等に対して価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。

(5) 最低基準額 対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合には、その額を平均取引価額として価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。

(6) 資金造成単価 業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象特定野菜等1キログラム当たりの資金とし、業務区分ごとに細則で定める額をいう。

(価格差補給交付金等の交付対象契約)

第8条 協会は、取引契約が卸売市場価格に連動して取引価格を設定するものとして、「野菜価格安定対策事業の推進について」(令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知)別記5契約特定野菜等安定供給促進事業(以下「契約特定野菜等事業推進通知」という。)に定めるものである場合は、価格差補給交付金等を交付する。

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第9条 共同出荷組織等は、細則で定める別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分(以下この章において単に「業務区分」という)ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受けようとする最初の年の細則に定める期日までに、細則で定める申込書により申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みに係る交付予約数量は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに取引契約において締結した対象特定野菜等の数量(以下「契約数量」という。)(契約特定野菜等事業推進通知で定める基準を満たすものを含む。)を上回ることはできない。

3 協会は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

(負担金)

第10条 協会は、前条第3項の規定により共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

2 前項の負担金の額は、業務区分ごとの資金造成単価に前条第3項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量を乗じて得た額の合計額に、3分の

1 を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において資金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等は、この負担金額から資金の残額を控除した額とする。

3 共同出荷組織等は、負担金の全額を申込み後速やかに納入するものとする。

4 協会は、第1項の規定により負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加)

第11条 第9条第3項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、細則で定める申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申し込むことができる。

2 前2条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第9条第1項中「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、前条第2項中「前条第3項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量」とあるのは「第11条第2項において準用する第9条第3項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量の増加分」と、同項中「前条第3項の規定による通知を受けた共同出荷組織等に係る負担金の額」とあるのは「第11条第2項において準用する第9条第3項の規定による通知を受けた共同出荷組織等に係る負担金の増加額」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の減少)

第12条 第9条第3項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定める申込書を提出してその通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。

2 第9条の規定は前項の申込みについて準用する。

(交付予約数量の解約)

第12条の2 第9条第3項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定める申込書を提出してその通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。

2 第9条の規定は前項の申込みについて準用する。

(延滞金)

第13条 協会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日から納付した日までの日数により年利14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

ただし、その金額が1,000円に満たない額であるときは、その徴収を免除する

ことができる。

(負担金の相殺の禁止)

第 14 条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

(負担金の返戻)

第 15 条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2 第 7 条 (2) に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量がその直前の業務対象年間に係る交付予約数量を下回っている場合、又は第 12 条の規定による交付予約の減少又は解約が成立した場合等において、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第 16 条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第 9 条第 1 項の規定による申込みをした共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、共同出荷組織等に対して行うものとする。

2 共同出荷組織等は、独立行政法人農畜産業振興機構が旬別に該当旬が前項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表したものにより、確認するものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第 17 条 対象特定野菜等についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金等単価に、当該共同出荷組織が生産者の委託(生産者からの出荷の委託を受けたもの及びその者から順次委託を受けたものからの委託を含む。以下同じ)を受け、又は当該相当規模生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等単価に対応する期間に取引契約に基づき出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第 3 項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量(共同出荷組織にあっては、当該共同出荷組織から第 10 条第 1 項の負担金相当額の全部又は一部を賦課している場合には、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した数量に限る。以下この条において「旬別出荷数量」という。ただし、旬別出荷数量の合計(以下この条において「合計出荷数量」という。)が当該登録出荷団体等に係る第 9 条第 3 項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量(第 11 条第 2 項において準用する第 9 条第 3 項の規定による通知に係る交付予約数量の増加分がある場合には、その増加分を加えたものをいう。第 22 条において同じ。)を上回る場合は、旬別出荷数量を合計数量で除して得た数値に当該

交付予約数量を乗じて得た数量を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均取引価額（平均取引価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の9を乗じて得た額とする。
- 3 第1項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のとおりとする。
 - (1) 共同出荷組織にあつては、委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量。
 - (2) 相当規模生産者にあつては、当該相当規模生産者が協会に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量（相当規模生産者が、特定相当規模生産者であつて、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。）

（価格差補給交付金等の交付申請）

第18条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3ヵ月以内に、細則で定める交付申請書により申請しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類その他協会が必要と認める書類を添付しなければならない。

（価格差補給交付金等の一部交付等）

第19条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 共同出荷組織等が故意又は過失により細則で定める申込書、交付申請書又は報告書等に不実の記載をしたとき。
- (2) 共同出荷組織等が、正当な理由なくして負担金又は分担金等の納入を怠ったとき。
- (3) 共同出荷組織等が、仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 共同出荷組織が、交付を受けた価格差補給交付金等について、補給金の交付を怠ったとき。
- (5) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第23条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が価格差補給交付金等を不正に受給していると協会が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

(価格差補給金の交付)

第 20 条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第 17 条第 1 項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。

(価格差補給金の交付の報告)

第 21 条 共同出荷組織は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく細則で定める報告書により、その交付の結果を協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第 22 条 協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が、その資金造成単価に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

(報告の徴収、調査の実施等)

第 23 条 協会は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の申込みの条件により、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 協会は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第 19 条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否等の必要な措置を講じることができる。

第 3 章 出荷調整補給交付金等の交付

(用語の定義)

第 24 条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象出荷期間 共同出荷組織にあっては出荷調整補給交付金、相当規模生産者にあっては出荷調整補給金（以下この章において「出荷調整補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象特定野菜等の出荷期間の区分として、対象野菜等ごとに、細則で定める期間をいう。

- (2) 業務対象年間 出荷調整補給交付金等の交付の業務に関し協会が共同出荷組織等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに細則で定める期間をいう。
- (3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、指標市場における当該対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の日別の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。
- (4) 発動基準価額 対象特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合に共同出荷組織等に対して出荷調整補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。
- (5) 資金造成単価 業務対象年間における出荷調整補給交付金等の交付に充てるために必要な対象特定野菜等 1 キログラム当たりの資金として、細則に定める額をいう。

（出荷調整補給交付金等の交付）

第 25 条 協会は、取引契約を共同出荷組織等が履行するために、旬別の契約数量又は契約数量の出荷計画数量（第 26 条において準用する第 9 条第 1 項に規定する申込みにとって提出された計画に記載されたものをいう。）（以下「旬別契約等数量」という。）を上回る数量の対象特定野菜等の生産を行った場合であって、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象特定野菜等の廃棄等（契約特定野菜等事業推進通知の 11 の(1)に定めるものをいう。）による出荷調整を行ったときは、出荷調整補給交付金等を交付する。

（出荷調整補給交付金等に係る規定の準用）

第 26 条 出荷調整補給交付金等の交付に関する申込み等については、第 9 条から第 15 条まで及び第 19 条から第 23 条までの規定を準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「取引契約において締結した対象特定野菜等の数量」とあるのは「取引契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、第 19 条第 4 号及び第 20 条中「価格差補給交付金」とあるのは「出荷調整補給交付金」と、第 19 条第 4 号、第 20 条及び第 21 条中「価格差補給金」とあるのは「出荷調整補給金」と、第 20 条中「第 17 条第 1 項の委託に係る」とあるのは「当該共同出荷組織に出荷を委託した」と読み替えるものとする。

（出荷調整補給交付金等を交付する場合）

第 27 条 出荷調整補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、前条において準用する 9 条第 1 項の規定による申込みをした共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に取引契約により対象特定野菜等を出荷した場合であって、当該対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の平均取引価額が、その発動基準価額を下回った場合（この条において「発動要件」という。）に、当該旬または翌旬に出荷調整を行った当該共同出荷組織等に対し

て行うものとする。

- 2 共同出荷組織等は前項の出荷調整を行う前に、発動要件を満たす日から5日以内に、協会に対し当該出荷調整の実施を細則で定める様式によりあらかじめ申し出るものとする。
- 3 共同出荷組織等は、独立行政法人農畜産業振興機構が毎日インターネットを通じて公表したものにより、その前日が発動要件を満たす日に該当するか否かを確認するものとする。

(出荷調整補給交付金等の金額)

第28条 対象特定野菜等についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに資金造成単価に、当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量のうち取引契約により実需者等に出荷することを計画していたものに相当する数量(以下この条において「実需者等向け出荷調整相当数量」という。ただし、平均販売価額が発動基準価額を下回った旬(以下この項において「発動旬」という。)の実需者等向け出荷調整相当数量の合計(以下この条において「合計出荷調整相当数量」という。))が第26条において準用する第9条第3項の規定に係る交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬の実需者等向け出荷調整相当数量を合計出荷調整相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 実需者等向け出荷調整相当数量は、旬ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算出結果が、当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量(以下「出荷調整実績数量」をいう。)を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者等向け出荷調整相当数量とする。

$$(A + B + C) \times D \div (D + E) - B$$

Aは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

Bは、当該旬に取引契約の実需者等に出荷した対象特定野菜等の数量

Cは、当該旬の出荷調整実績数量

Dは、当該旬の旬別契約等数量

Eは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量(第26条において準用する第9条第1項に規定する申込み当たって協会に提出された計画に記載されたものをいう。)

- 3 旬別契約等数量が、共同出荷組織を構成する団体(以下「構成団体」という。)ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項に規定する実需者等向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。

(出荷調整補給交付金等の交付申請)

第29条 共同出荷組織等は、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、

対象出荷期間終了の日の次の日から起算して 3 月以内に細則で定める交付申請書により申請しなければならない。

- 2 前項の交付申請には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額並びに出荷調整を実施した数量を証明する書類その他協会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第 4 章 数量確保費用交付金の交付

(用語の定義)

第 30 条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象出荷期間 数量確保費用交付金の交付の業務の対象となる対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の出荷期間の区分として、当該特定野菜等ごとに細則で定める期間をいう。
- (2) 業務対象年間 数量確保費用交付金の交付の業務に関し協会が共同出荷組織等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに、細則で定める期間をいう。
- (3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、指標市場における当該対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の旬別の加重平均販売価額（消費税の相当する額を除く。）をいう。
- (4) 指標価額 数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等について、細則に定める額をいう。
- (5) 契約価額 共同出荷組織等ごと並びに特定野菜等ごとに個別契約に定める旬を越える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。
- (6) 購入限度価額 対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の購入価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額として、数量確保費用交付金が交付されることとなる価額として契約価額に細則で定める割合を乗じて得た価額をいう。
- (7) 資金造成単価 業務対象年間における数量確保費用交付金の交付に充てるために必要な対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等 1 キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに購入限度価額と旬別の契約価額を加重平均したものの差額に細則で定める割合を乗じて得た額（1 銭未満の端数があるときはこれを

四捨五入して得た額)をいう。

(数量確保費用交付金の交付)

第 31 条 協会は、共同出荷組織等に対して数量確保費用交付金を交付する。

(価格差補給交付金等に係る規定の準用)

第 32 条 数量確保費用交付金の交付については、第 9 条から第 15 条まで、第 19 条(第 4 号を除く)並びに第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「取引契約において締結した対象特定野菜等の数量」とあるのは「取引契約数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と読み替えるものとする。

(数量確保費用交付金を交付する場合)

第 33 条 数量確保費用交付金の交付は、第 3 条第 2 号に規定する対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等を確保する必要がある場合であって平均取引価額が指標価額を上回った場合に当該旬に取引契約により出荷した当該特定野菜等を対象として当該共同出荷組織等に対して行うものとする。

2 数量確保費用交付金は、契約特定野菜等事業推進通知に規定する場合にあっては知事の認定を受けたものについて、前項の規定にかかわらず、同通知に該当するときは、共同出荷組織等が出荷した特定野菜等を対象として交付することができる。

3 共同出荷組織等は、独立行政法人農畜産業振興機構が旬別にインターネットを通じて公表したものにより、当該旬の一句前の旬が第 1 項に規定する場合に該当するか否かを確認するものとする。

4 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、前項の公表後一句以内に、第 1 項に規定する場合に該当する旬の出荷数量を協会に通知するものとする。

(数量確保費用交付金の金額)

第 34 条 数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと並びに共同出荷組織等ごとに次のとおりとする。

- (1) 共同出荷組織等が、旬別契約等数量の対象特定野菜等を供給することが困難な場合において、取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量(第 32 条において準用する第 9 条第 1 項に規定する申込みに当たって協会に提出された計画に記載されたものをいう。)の当該対象特定野菜等を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき((2)において「仕向先変更」という。)は、対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の平均取引価額と契約価額の差額に細則で定める割合を乗じて得た旬別の交付金単価に、旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式により算出した数量(ただし、前条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する旬(以下この項において「発動

旬」という。)の充当見込相当数量の合計(以下この項において「合計充当見込相当数量」という。)が第32条において準用する第9条第3項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬の充当見込相当数量を合計充当見込相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

$$A - (A + B) \times C \div (C + D)$$

Aは、当該旬に取引契約の実需者等に出荷した対象特定野菜等の数量

Bは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

Cは、当該旬の旬別契約等数量

Dは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量(第32条において準用する第9条第1項に規定する申込み当たって協会に提出された計画に記載されたものをいう。)

- (2) 共同出荷組織等が、取引契約によらないで卸売市場に対象特定野菜等を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等(国産に限る。)を当該共同出荷組織等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあつては、当該購入価額(購入価額が購入限度価額を超える場合にあつては、購入限度価額)と契約価額の差額に細則で定める割合を乗じて得た旬別の交付金単価に旬別の当該不足分への充当数量(ただし、充当数量の合計(以下この号において「合計充当数量」という。)が第32条において準用する第9条第3項の規定による通知に係る交付予定数量から前号の交付金単価に乗ずる数量を控除して得た数量を上回る場合は、発動旬の充当数量を合計充当数量で除して得た数値に当該控除して得た数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項第1号の充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。

(数量確保費用交付金の交付申請)

第35条 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月以内に細則で定める交付申請書により申請しなければならない。

- 2 ただし、第33条第2項の規定に基づき数量確保費用交付金を受けようとするときは、更に細則で定める様式を添付して申請しなければならない。

- 3 前項の交付申請書には、対象特定野菜等と同一の種別に属する特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類のほか、前条第2号に規定するところにより共同出荷組織等が当該特定野菜等を他の者から購入して不足分に充当した場合

にあつては、当該購入価額及び購入数量を証明する書類その他協会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(資金造成の特例)

第 35 条の 2 対象特定野菜等及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う資金造成は、共同出荷組織等の申請により、一の業務区分(以下「資金造成業務区分」という。)に係る資金造成を他の業務区分に係る資金造成とみなすことができるものとする。

2 前項に規定する資金造成業務区分は、同項に規定する申請のあった業務区分のうち第 26 条において準用する第 10 条第 2 項本文又は第 32 条において準用する第 10 条第 2 項(第 11 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する合計額の多い方の業務区分とする。

3 資金造成業務区分に係る負担金については、資金造成業務区分に係る本業務方法書の規定を適用する。

第 5 章 資金の管理

(交付準備金)

第 36 条 協会は、業務区分ごとに、第 10 条第 1 項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び愛知県から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

(資金の管理)

第 37 条 資金は、業務区分ごとの勘定に区分して経理するものとする。

2 業務区分ごとの勘定においては、業務区分ごとに共同出荷組織等の納付した負担金、価格差補給交付金等に充てるものとして受け入れた金銭を経理する。

(積立金の交付準備金への繰り入れ条件)

第 38 条 財務規程で定める積立金の交付準備金への繰り入れは、第 10 条第 2 項の資金造成単価及び負担金の負担率の変更等によって共同出荷組織等の負担金が著しく増大した場合とし、協会は、理事会で定める額を愛知県知事の承認を得て取りくずすことができる。

第 6 章 雑則

(報告の徴収)

第 39 条 協会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等から対象特定野菜等の生産状況、その他必要な事項について報告を徴することができる。

- 2 協会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況及び価格差補給金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧等を求めることができる。

(業務委託)

第40条 協会は、必要に応じて理事会の議決を経て適当と認められる団体に、この業務方法書による協会の業務の全部又は一部を委託することができる。

(細則)

第41条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、細則に定めることができる。

- 2 前項の細則は、愛知県知事の承認を得て会長が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(準用)

第42条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、関係規程に準じることができる。又、定めのないものについては、会長が定めることができる

附 則

附則1 (平成15年4月16日付け承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書において「野菜供給安定基金」とあるのは、平成15年10月1日以降は「独立行政法人農畜産業振興機構」と読み替えるものとする。

附則2 (平成17年8月12日付け承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則3 (平成19年7月27日付け承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行する。

附則4 (令和2年3月31日付け承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行する。

附則5 (令和5年3月28日付け承認に係るもの)

- 1 この業務方法は、愛知県知事の承認のあった日から施行する。

附則 6 （令和 6 年 8 月 2 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法は、愛知県知事の承認のあった日から施行する。